

開発許可申請添付書類一覧

令和7年4月1日

都市計画法第34条第12号（条例第6条第1項第8号・既存の建築物の敷地拡張）

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

No.	添付書類等	備考	確認
1	開発行為許可申請書	宛て名は「吉見町長」としてください。	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理人が行う場合。 ①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること	
3	理由書	拡張を必要とする理由等について記述	
4	法人登記事項証明書	申請者が法人の場合	
5	確認書	申請地が想定浸水深 3.0m 以上の浸水想定区域に存する場合に添付	
6	ハザードマップの写し	位置を朱書き	
7	開発区域位置図（都市計画図の写し）	①方位 ②縮尺 ③位置を朱書き	
8	〃 区域図（住宅地図等の写し）	①方位 ②縮尺 ③区域を朱囲み	
9	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③申請地及びすべての隣接地の地番・地目を記入	
10	土地・建物登記事項証明書	申請日以前6か月以内に交付されたもの ※当該開発行為に関係のある区域外の土地も含む	
11	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合	
12	公共施設管理者の同意書	法第32条同意書	
13	公共施設管理者との協議書	新たに公共施設を設置する場合（区域外を含む。）	
14	土地・建築物・工作物権利者の同意書	申請者本人が権利者の場合は不要。 ①実印押印 ②抵当権等の所有権以外の権利者含む	
15	上記権利者の印鑑証明書	申請日以前3か月以内に交付されたもの	
16	既存建築物が都市計画法に適合していることを判別するための書類	①開発行為許可通知書等の写し ②建築確認通知書の写し ③建物登記事項証明書（※建築及び登記年月日を確認するため閉鎖謄本が必要な場合あり） ④家屋記載証明書 等	
17	設計説明書	※自己居住用住宅のときは不要	
18	現況写真（全景2方向以上）	①道路を入れて撮影 ②区域を朱囲み ③写真番号記載 ④写真方向図（写真番号、撮影方向を記載。現況図に記載可）	
19	現況図（BMを明示）	①道路及び現況地盤高（隣接地を含む） ②方位・縮尺等を記入	
20	求積図（実測）	①面積（小数点以下第2位） ②全ての辺長 ③方位・縮尺等記	
21	土地利用計画図	①既存敷地の位置 ②道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法第42条該当号） ③公園・緑地等の位置 ④給・排水施設の位置、種別・管径、水の流れ方向（雨水・污水系統別に着色） ⑤放流先の名称 ⑥予定建築物の位置、用途、規模 ⑦擁壁の位置及び種類 ⑧切土・盛土がない時はその旨 等を記入	
22	造成計画平面図	①申請地及び隣接地の現況・計画地盤高（BMを明示） ②切土・盛土をする土地の部分（盛土は茶、切土は黄で着色） ③擁壁（義務・任意）の位置、種類及び高さ ④法面の位置及び形状 ⑤予定建築物の位置 ⑥縦横断線の位置 等を記入	

（裏面に続く）

開発許可申請添付書類一覧

令和7年4月1日

No.	添 付 書 類 等	備 考	確認
23	造成計画縦横断面図	①切土・盛土をする前後の地盤面(盛土は茶、切土は黄で着色)②法面の位置及び勾配 ③擁壁(義務・任意)の位置・形状 ④予定建築物の位置 ⑤浸透施設の位置 等を記入	
24	雨水処理計画計算書 ※既存敷地含む	①必要となる処理量 ②施設の処理能力を計算したもの	
25	雨水、污水排水施設構造図 ※既存敷地含む	①施設の種類 ②寸法 ③使用材料等記入 ④浄化槽認定シート	
26	擁壁(裏込め、水抜き含む)の断面図	①種類 ②寸法 ③使用材料 ④配筋サイズ・ピッチ ⑤縮尺等記入	
27	構造計算書 ※義務擁壁の場合	①計算書 ②地耐力の根拠(ボーリングデータ 等)	
28	資力・信用を証する書類 (1ha 以上、盛土規制法)	①資金計画書 ②工事費見積書 ③残高証明書・融資証明書 ④業務経歴書 ⑤所得税又は法人税納税証明書 ⑥暴力団員等に該当しない旨の申告書	
29	工事施行者の能力を証する書類 (1ha 以上、盛土規制法)	①建設機械目録 ②技術者名簿 ③工事経歴書 ④建設業登録の写し	
30	放流許可書・道水路占用許可等の写し	道水路管理者・水利権者の放流・占用許可等が必要な場合	
31	道路工事施工承認書等の写し	道路法第 24 条に基づく道路管理者の施工承認が必要な場合	
32	その他町長が必要と認める書類		

★申請書の様式は、吉見町の HP からダウンロードすることができます。(吉見町HP⇒MENU⇒くらし・手続き⇒都市計画⇒都市計画⇒開発許可制度⇒開発許可等申請書一覧)

★図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説 (令和2年4月版)」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続 (P 3 7 7 ～)」を参照してください。

※ 全ての図面について区域を朱書きしてください。